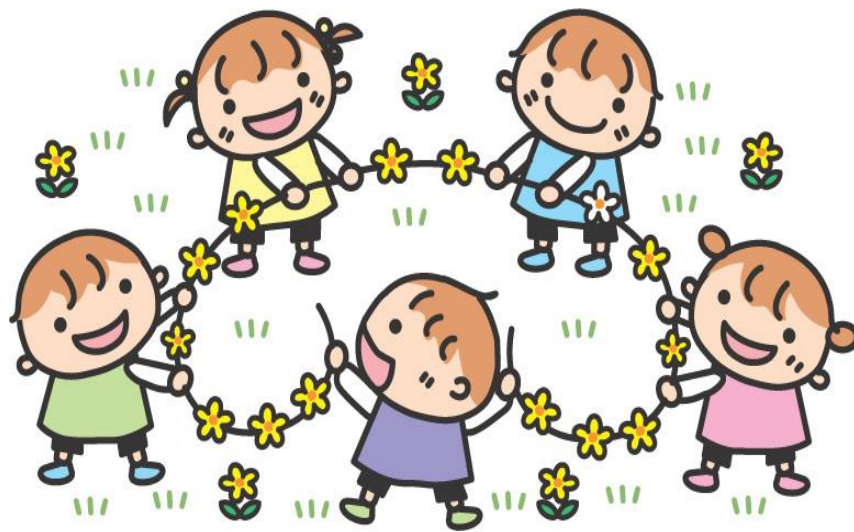


1 年間保存

令和 6 年度 保育所利用案内

(重要事項説明書)



社会福祉法人 福島福祉施設協会

瀬 上 保 育 所

〒960-0101

福島市瀬上町字寺後 6 番地

TEL (024) 553-5334

FAX (024) 553-3999

も く じ

施設概要・沿革	．．．．．P. 2
保育の理念・保育の方針・めざす子ども像	．．．．．P. 3
令和 6 年度 事業計画書	．．．．．P. 4
令和 6 年度 年齢別年間保育目標	．．．．．P. 6
保育所生活について	．．．．．P. 7
・ 保育時間について	
・ 登降所について	
・ 納入金（保育料、主食費、副食費、延長保育料、教材費）について	
・ 変更手続きについて	
・ 延長保育について	
・ 土曜保育について	
・ 児童虐待について	
家庭との連携について	．．．．．P. 9
・ 連絡の方法について	
・ 提出物、緊急連絡、災害時緊急連絡について	
健康について	．．．．．P. 11
・ 薬の服用について、内科健診、歯科検診、フッ化物洗口の実施 尿検査、予防接種	
・ 感染症にかかった時、メディアとの付き合い方 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために	
子どもたちの生活について	．．．．．P. 12
・ 服装について、持ち物について	
給食について	．．．．．P. 13
・ 給食目標、給食の基本方針、給食の内容 1 日の栄養摂取量	
保育所の利用にあたり	．．．．．P. 14
・ ご意見ご要望について、個人情報の管理について	
・ 駐車場の案内	．．．．．P. 15
年間行事予定表	．．．．．P. 16
重要事項の説明を受けた同意書の提出について	．．．．．P. 17

施 設 概 要

名 称	社会福祉法人福島福祉施設協会 瀬上保育所
所 在 地	〒960-0101 福島市瀬上町字寺後 6 番地 TEL 553-5334 fax 553-3999
設 置 主 体	社会福祉法人福島福祉施設協会 〒960-8166 福島市仁井田字龍神前 2-1 TEL 545-3221 fax 546-5158
定 員	80 名
クラス 編成	つくし組 0・1 歳児 さくら組 1 歳児 ちゅうりっぷ組 2 歳児 すみれ組 3 歳児 たんぽぽ組 4 歳児 ひまわり組 5 歳児
職 員	所長 主任保育士 副主任保育士 保育士 栄養士 調理員 調理兼用務員 用務員
嘱 託 医	上松川診療所 岸本 裕子 福島市北沢又字番匠田 5 TEL558-1111 五十嵐歯科医院 五十嵐 徹 福島市瀬上町字本町 38 TEL553-1626
保 育 時 間	月～土曜日 午前 7:00～午後 7:00 延長保育 標準時間：午後 6:00～7:00 ※別紙 1 短時間：午前 7:00～8:00 午後 4:00～7:00 ※別紙 2
休 所	日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
保育事業内容	乳児保育 (満 56 日)、障がい児保育、延長保育、一時預かり事業
その他の事業	子育て支援センター

沿 革

昭和 25 年 3 月 31 日	児童福祉法による保育所として認可
昭和 25 年 4 月 1 日	事業開始
昭和 27 年	入所希望が多くなり、保育室新築
昭和 35 年	調理室を増築
昭和 36 年	保育室を増築
昭和 42 年	事務室を増築
昭和 47 年	保育室を増築
昭和 49 年 11 月 17 日	創立 25 周年記念式典
昭和 53 年	八角形 2 階建て保育室を増築
昭和 56 年 2 月	経営が福島市社会福祉協議会から社会福祉法人福島福祉施設協会に移管
昭和 63 年 4 月 20 日	全面改築
平成 12 年 6 月 23 日	長年の福島刑務所慰問の功績が認められ、法務大臣賞を受賞
平成 16 年 10 月 29 日	修繕工事完成 (たんぽぽ、ひまわり組、屋外手洗い場等)

保 育 の 理 念

社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は児童福祉法に基づき
「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です
福島福祉施設協会保育所会は子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、
保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます

保 育 の 方 針

- 社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は、児童福祉法に基づき
「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です
- 1、「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する
 - 2、笑顔の溢れる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む
 - 3、豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う
 - 4、保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める
 - 5、健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う
 - 6、子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う

めざす子ども像

- ・主体的、意欲的に行動する子ども
- ・友だちと協力して生活できる子ども
- ・豊かな感情を持った子ども

瀬上保育所では

子どもたちの日常的な遊びの中に存在する「非認知的能力」を育むきっかけや順応性、表現力、社会性、協調性などを培い、表現力を育てる保育を目指しています。

英語の日・・・5月から毎月第2、4金曜日

4、5歳児が楽しく英語を学びます。

講師：佐藤 純子

リトミック・・・5月から毎月1回 水曜日

年間で全年齢が音楽に親しみながら、体を動かすことを
楽しみます。

講師：リトミック研究センター

福島第一支局 片平 郁子

食 育・・・味噌づくりや稲、サツマイモ、季節の野菜の栽培を通して、その生長に関心を持ったり、食に関わることに興味を持ったりしながら、地域の方々との交流も図り取り組みます。

令和6年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所会
瀬上保育所 事業計画書

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。
《産休明け(満 56 日)からの乳児保育、延長保育(午前 7 時から午後 7 時)、一時預かり障がい児保育》
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (5) 養成校(保育士・栄養士・看護師)及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNSを活用し地域還元プロジェクト(みんなで子育て等)を展開していく。

2、保育方針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるよう努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、心の育みを目指す。
- (7) 福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクトを通して 6 施設で交流を図り、食についての興味・関心を深める。

3、食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年 1 回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣について考え実践していく。
- (6) 出来たての主食や副食を提供することにより、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法

を工夫し安全に提供する。

4、健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児健診、尿検査(3歳以上、年1回)を実施する。
- (2) 食事前・帰所後などの小まめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する。
- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入替えと室温・湿度を保てるように工夫し、健康管理に努める。

5、安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその時に応じた安全管理に努める。
- (2) 子どもたちに分かりやすい防災・防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理にかかわる研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児のマット型センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わる全ての個人情報について、管理規定に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う。
- (6) 保護者連絡を電話メールだけでなく、アプリ導入により災害時における連絡方法を確保する。

6、職員の資質向上

- (1) 施設外の研修及び研究会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修やオンライン研修、キャリアアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

7、主な施設設備等整備計画

項目	改善箇所	内容
1	アプリの導入	保護者への連絡手段
2	2階テラスの防水シート	シートの張り替え
3	ちゅうりっぷ組の床	床のコーティング
4	ひまわり・たんぽぽ組のテーブル	テーブルの天板コーティング

令和6年度 年齢別年間保育目標

	目 標
0歳児	・一人ひとりの生活リズムを大切にし、安全な環境の中で安心して過ごす。 ・保育者とたくさん触れ合い安定した信頼関係を築き、好きな遊びを楽しむ。
1歳児	・身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようという気持ちを持てるようにする。 ・保育者との信頼関係を築きながら、友だちや保育者と好きな遊びを楽しむ。
2歳児	・生活に必要な身の回りのことを自分で行う気持ちを持ち、できる喜びを味わう。 ・好きな遊びを通して、友だちと関わって遊ぶ楽しさを感じる。 ・言葉で自分の思いを伝えようとする。
3歳児	・生活の流れの中で、自分でやってみるという気持ちが出来た喜びになり習慣になっていく。 ・友だちや保育者と一緒に活動を楽しみ、次への期待が意欲的な気持ちにつながる。
4歳児	・生活に必要な基本的生活習慣を身に付け、自分の身の回りのことを意欲的に行おうとする。 ・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、様々な遊びに興味を持つ。 ・友だちや保育者との関わりの中で、自分の気持ちや考えを自信を持って伝えられるようにする。
5歳児	・友だちや仲間の中で自分らしさを発揮する。 ・友だちと協力して考えを出し合い、話し合う経験を重ね、互いを認め合いながら主体的に活動する。



= 保育所生活について =

保育時間について

保育時間申込書を提出していただきます。 ※別紙3

登降所について

○登所は、9:00 までです。 ※別紙4 「保育所の日」

○欠席、登所時間に遅れる時

- ・遅くとも9時までに連絡して下さい。連絡がない場合には、確認の電話をさせていただきます。
- ・継続した休みについては、期間をお知らせください。

○登所時

午前 8:00 までは

つくし・さくら・ちゅうりっぷ組・・・2階「さくら組」

すみれ・たんぽぽ・ひまわり組・・・・1階「すみれ組」

で保育をしますので、お子さんを直接保育士に預けてください。

○降所時

- ・迎えの際は、事務所に「〇〇組の〇〇です」とお迎えの旨をお知らせください。
- ・通常の登降所時間帯以外（9:00～15:00）は、玄関は施錠されています。インターホンをご利用ください。
- ・車に乗るまで、また保育所に入るまでお子さんと必ず手をつなぎ、交通ルールを教えてください。また、門扉の鍵は二重になっていますので、必ず施錠してください。保育所北側の道路は保育所ご利用の方以外も使用する一般の道路なので、横断の際は、必ず左右の確認も行うなど十分に注意してください。

★迎えの方が変更になる時は、事前にご連絡下さい。

連絡のない場合には、確認の電話をさせていただきます。

納入金等について

○保育料・主食費・副食費・延長保育料・教材費など

原則、銀行口座振替になりますので、手続きをお願いします。

尚、口座振替に同意をいただけない場合は、現金での納入となります。

・保育料（つくし、さくら、ちゅうりっぷ組）

福島市の定めた額で、当月分は当月末日に振替になります。

（末日が銀行休業日の場合は、翌営業日になります）

入金または、残高等をご確認ください。

・主食費・副食費（すみれ、たんぽぽ、ひまわり組）・延長保育利用料（ご利用の方のみ）・教材費（ちゅうりっぷ、すみれ、たんぽぽ、ひまわり組）

当月分は、翌月14日ごろに請求書をお渡しします。

振替は、25日になります。

入金または、残高等をご確認ください。

※主食費（ご飯・パン代）徴収額は、月額1,000円

主食費の免除はありません。

ただし、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を記入していただきます。欠席日数（日祝日を除く）1日あたり40円を減額いたします。

※副食費は月額6,500円になります。

ただし、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を記入していただきます。欠席日数（日祝日を除く）1日あたり260円を減額いたします。

副食費免除のご家庭については、これまで通り保育所での徴収はありません。

○保護者会費

現金での納入となります。

★現金での納入は、必ず担任または対応にあたった保育士に手渡して下さい。

おつりのないようお願いします。その際、金額を確認します。

★金融機関に納める都合上、月～金曜日の朝に納入してください。

土曜日は、お預かりできません。

届出の必要な変更事項について

以下に変更があった時には、お申し出ください。書類を市役所に提出します。

- ・住所変更
- ・世帯員の変更（家族が増えた、減った）
- ・婚姻、離婚

➡ 『支給認定申請内容変更届出書』

- ・保育必要量の変更
- ・・・・保育短時間、保育標準時間
- （就労 妊娠出産 育児休業 求職活動 災害復旧など）

➡ 『支給認定変更申請書』

保育所をやめる時

➡ 『退所届』・・・決まり次第、速やかにお伝えください。

延長保育について

利用料は、1回 200円 ※別紙1

利用する場合は、担任または対応にあたった保育士に、当日朝までにお知らせ下さい。

急に必要となった場合は、電話でお知らせ下さい。

<保育標準時間の方> 午後6:00以降午後7:00まで

また、午後7:00を過ぎる場合は、速やかにご連絡ください。

延長保育申請書を提出してください。（申請書は事務所までお申し出ください）

<保育短時間の方> 午前7:00～8:00、午後4:00～6:00、午後6:00～7:00まで
3つの時間帯にわたり、それぞれに料金が発生します。

午前7:00～8:00の延長保育利用は、前日までにお知らせください。

土曜保育について

・定期的にご利用の方は、保育時間申込書にご記入ください。

不定期で利用する方は、その週の水曜日までに担任または対応にあたった保育士までお申し出下さい。

児童虐待について

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき児童並びに保護者に対し、児童虐待防止の為の啓発、早期発見に努めます。

『児童虐待の防止等に関する法律 第5条』

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

『児童虐待の防止等に関する法律 第6条』

児童虐待を受けた児童を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

=家庭との連携について=

連絡の方法について

保育士は時間差勤務のため、登降所時に担任と直接話すことができない時もあります。お子さんの体調の連絡等は、登所時、対応にあたった保育士にお伝えください。

また必要に応じて、連絡ノートでお知らせ下さい。

随時面談等もお受けいたしますので、お申し出ください。

- ・つくし・さくら・ちゅうりっぷ組・・・連絡帳

お子さんの家庭での様子、健康状態等を記入し、毎日ご持参下さい。

保育所からは、その日の様子を記入しお返しします。

- ・すみれ・たんぽぽ・ひまわり組・・・その日の活動状況はメールや掲示板でお知らせします。帰宅後、お子さんのお話を聞きましょう。

- ・発行物

月 1 日：保育所だより「げんきだより」

行事予定表を掲載しますので、予定を確認して下さい。

お知らせ、お願い事項もありますので、ご確認の上、ご協力お願いいたします。

月 1 回：クラスだより、食育だより

月 末：給食の献立表

随 時：保健だより、保護者会だより等を発行します。

提出物について

提出物は期限までの提出にご協力下さい。書類等は、指定の封筒に入れてお渡ししますので、封筒に入れて提出して下さい。また、封筒は一年間使用します。

緊急連絡について

- ・発熱（38.0℃）や体調不良が見られた時

『緊急時連絡票』※別紙5に記入された「保護者①」職場にお電話します。

速やかなお迎えにご協力ください。

- ・受診を必要とするケガなどが発生した時

電話にて発生状況や症状をお伝えし、受診先医療機関のご相談をいたします。
希望される医療機関がある場合は、お伝え下さい。
受診後は、治療経過をご連絡します。

★保険証の番号など正確に記入し、変更があった場合はすみやかに
お知らせください。（・住所 ・電話番号 ・勤務先等 ）

★また、都合で長時間職場を離れる場合などは、連絡先をお知らせ下さい。
受診予定の医療機関名・・・休診の際には、変更になります。

受診科目	医療機関名	住 所	電 話
整形外科	後藤整形外科	鎌田字門丈壇 10-10	554-2626
眼科	末永眼科	鎌田字御仮家 73-4	554-6236
皮膚科	南やのめ皮膚科クリニック	南矢野目字上戸ノ内 7-7	572-5100
歯科	五十嵐歯科医院	瀬上町字本町 38	553-1626
耳鼻咽喉科	イノモト医院耳鼻咽喉科	瀬上町字四斗蒔 24-7	553-3185
外科（脳外）	卸町クリニック	鎌田字卸町 8-2	553-1166

災害時緊急連絡について

災害時の緊急連絡場所は、瀬上小学校（広域避難場所）となっています。※別紙6
尚、緊急時の連絡は、メールを送信します。
メールアドレスの登録をお願いします。

アドレス senoue5334@docomo.ne.jp

変更された時は、速やかにお知らせ下さい。

問合せは、携帯電話をお願いします。

保育所携帯 090-3365-5522

★毎月末ごろに、避難訓練を実施しています。実施した場合は、メールでお知らせ
いたします。メールが滞りなく送信されているかの点検も兼ねています。

★4月、10月は、送信確認のために、返信を頂きます。よろしくお願いします。

=健康について=

健康は、規則正しい生活から。『早寝早起き、朝ごはん』が基本です。

洗顔・歯磨き・整髪、身だしなみを整えて、登所させましょう。

いつもと違う様子が感じられた時には、保育士までお伝え下さい。

薬の服用について

原則として、市販の薬はお預かりできません。受診時、飲み薬は1日2回の処方をお願い
して下さい。やむを得ず、与薬が必要な場合は、以下の手順でお預かりいたします。

- ・一回分（水薬は一回分を容器に入れる）
- ・名前を明記する（容器・個包装の袋にも）
- ・与薬依頼書を記入する
- ・お薬説明書を添付する
- ・上記の物をジッパー付き袋に入れる



- ・保育士に手渡す ★手渡しがなされないものについては、与薬できません。
- ・降所時、容器等は返却します（ジッパー付きの袋に、洗った容器と依頼書を入れます）
- ★ 塗り薬については、お手数でも塗布回数分の使い捨て手袋も入れて下さい。
- ★ 与薬依頼書は、添付のものをコピーしてお使いください。 ※別紙7

内科健診・乳児健診

年2回…内科健診 嘱託医 上松川診療所 岸本裕子医師により健診を受けます。
 年4回…乳児健診 0歳児で入所されたお子さん

歯科検診

年1回、6月に実施します
 ★検診結果は、速やかにお知らせいたします。
 ★要治療の方は、速やかに受診しましょう。

フッ化物洗口の実施

幼児期の子どもたちの歯を守るため、昼食後に、お茶を飲む習慣から「ブクブクベッ」のうがいへ。おおむね3歳ごろから、歯磨きを実施しています。たんぽぽ、ひまわり組は、昼食後に、歯磨きをしてからフッ化物洗口を実施しています。実施内容は、週5回、オラブリス洗口用顆粒剤11%を0.055%液に希釈し、30秒間ブクブクうがいをし、吐き出します。
 ★実施にあたっては、同意書を頂きます。

尿検査

3～5歳児のみ、年1回実施します。
 検査項目…潜血・たん白・ケトン
 ★検出された場合は、かかりつけ医で受診し、受診結果を担任まで報告して頂きます。

予防接種

子どもたちを感染症から守るため、重篤な症状に至らないようにするために適切な時期に受けましょう。接種後は担任まで報告下さい。また、新年度当初に『定期予防接種実施状況』の用紙を返却しますので、記入漏れがないか確認してください。
 体調の良い時に、かかりつけ医と相談し、計画的に進めましょう。

感染症にかかった時

乳幼児期は、流行しやすい感染症の種類も多く、発熱や下痢、嘔吐等いろいろな感染源に無防備なために、一人の発病者があれば、たちまち蔓延します。そのため、早期発見をし、集団生活から遠ざけ、治療する必要があります。
 病気が回復過程にあっても、病原体をまだ排出するために、他者へ移す可能性のある期間は、病気の種類によって違います。また、登所（園）のめやす※別紙8が、その時の症状によって必ずしも一律ではないので、集団生活に入るためには、『医師の意見書』を提出していただくようになります。
 ★『医師の意見書』は添付のものをコピーしてお使い下さい。 ※別紙9

メディアとの付き合い方

小さな子どもたちにとっては、現実体験＝顔を合わせて話すことを通して、自分の思いを伝えるための言葉や、他の人の気持ちを感じる力が育まれます。
 食事の時は、テレビを消してお話を楽しむ、ゲームや動画は時間を決める、時々声をかけるなどし、親子の会話を大切にしてください。

乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために

仰向けで寝かせていますか？（うつぶせ寝をさせていませんか？）

厚生労働省より通達があり、『子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン』に従い、お昼寝時に、睡眠時チェックをしています。

つくし・さくら組・・・5分毎に、目視で体位（体動）・呼吸数・顔色・熱等の確認
0歳児は午睡チェックセンサー付きマットを使用し、機器と目視の二重確認を行います。

ちゅうりっぷ組・・・10分毎に、目視で体位（体動）・呼吸・顔色・熱等の確認
すみれ・たんぽぽ・ひまわり組・・・30分毎に、目視で体位（体動）・呼吸・顔色・熱等の確認

★乳幼児突然死症候群（SIDS）からわが子を守るために

【仰向けで寝かせましょう】・・・習慣です。ご家庭でもご協力下さい。

【タバコはやめましょう】

【できるだけ母乳で育てましょう】

=子どもたちの生活について=

服装について

- ・子どもが脱ぎ着しやすく、汚れることを気にせず遊べるもの。
- ・引っかかる危険があるひも付き、フード付きの服、スカート、裾の広がったズボンなども危険が伴いますので控えましょう。また、スパンコール、ビーズなどが付いた服やピン止めは、誤飲やケガにつながりますので控えましょう。
- ・薄着を心掛けましょう。
- ・靴は、足にあった子どもが自分で履きやすい運動靴にしてください。

持ち物

- ・※別紙10の持ち物をご準備ください。
- ・持ち物一つ一つに、はっきりとお子さんの名前を書いて下さい。
- ・お譲りなどは、名前を書き換えて下さい。
- ・靴には、キーホルダーや缶バッジ等はつけないでください。

=給食について=

給食目標

- ・おなかがすくりズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物話題にする子ども

給食の内容

全員、完全給食です

- ・0歳児は、ミルク、離乳食が出ます。
- ・育児用調整粉乳は、80℃以上の熱湯で調乳します。
（高温調乳 厚生労働省通達）

食物アレルギーの子への食事提供をしています

- ・全員の状況を別紙11の提出で確認します。

食品によるアレルギー要因のある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書を提出していただきます。(担任まで申し出ください)

その上で、可能な限りでの代替食を提供します。

1日の栄養摂取量

	1～2歳児	3～5歳児
1日に必要な栄養	900～950Kcal	1250～1300Kcal
たんぱく質	20 g	25 g
脂 質	20～30 g	20～30 g
カルシウム	400～450 mg	550～600 mg
鉄	4.5 mg	5～5.5 mg

★保育所では、1日の必要量のおおむね半分を摂取しています。詳しい栄養量は献立表に載せてあります。また、数値はあくまでも目安と考えてください。

※保育所で楽しく十分に遊び過ごせるよう、朝ごはんはしっかり食べてから登所しましょう。

※ 離乳・普通食献立表は前月末に配布します。

※ 毎月「食育だより」を発行しますので、ご覧下さい。

※ 毎日の給食は、事務所前のケースに展示しておきますのでご覧ください。
(量は2歳児量となっています)

※ 好評だったメニューのレシピを展示食ケースの脇に置きますので、是非お役立て下さい。

※ 給食を提供できる時間(喫食時間)は、10:30～12:30

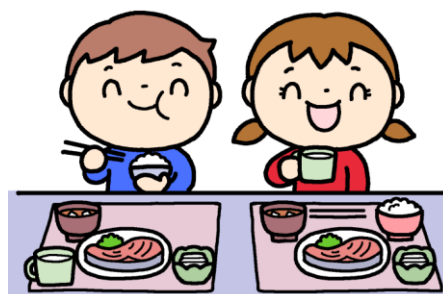
出来上がってから、2時間となっています。12時までに登所できない場合には、食事を済ませてきてください。通院などで登所が遅れる場合には、ご注意下さい。

★安全な給食を提供するために、給食担当職員、つくし組担任は毎月保菌検査を実施しています。

○通 年・・・赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ

大腸菌O-26、O-111、O-157

○10月～3月・・・ノロウイルス(給食担当職員のみ)



＝保育所の利用にあたり＝

ご意見ご要望について

保育所を利用して、気付いたこと等、送迎時に職員にお伝えいただいたり、電話または『ご意見箱』でお知らせ下さい。解決に努めます。
解決が難しい件は、以下の第三者委員に相談することができます。

苦 情 解 決 体 制

苦情解決者

- ☐責任者 所 長 佐藤 純子
- ☐受付担当者 主任保育士 菅野 貴子
- ☐第三者委員

苦情解決に社会や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

社会福祉法人 福島福祉施設協会

矢吹 稔 024-546-2255

大河内 恵 024-567-3526

斎藤 幸子 024-545-3859

個人情報の管理について

個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は、公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご本人の同意を得るようにしています。

「個人情報使用同意書兼誓約書」 ※別紙１２（保管用）別紙１３（保育所提出用）

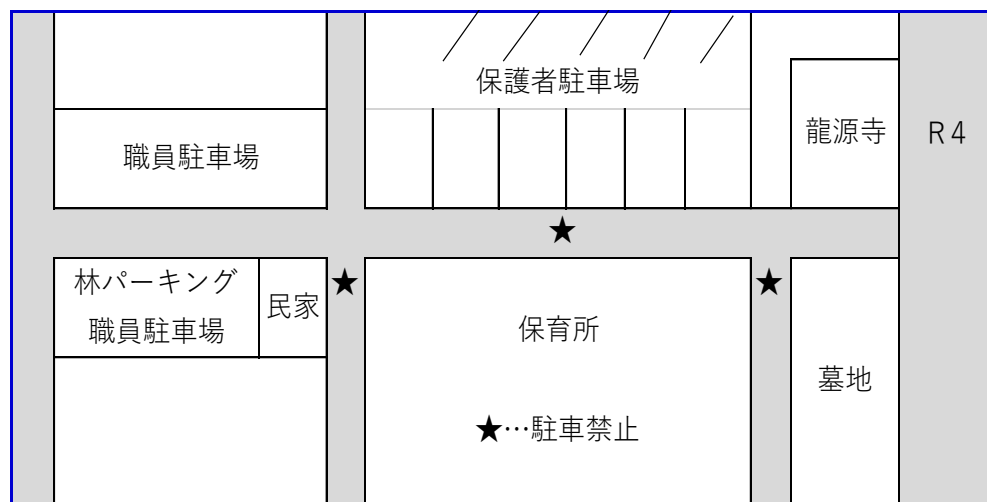
個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正アクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。



駐車場の案内

車で登降所する方は、次の事項をよく守ってください。

- ・ 駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけてください。
(近隣への迷惑、子どものいたずら、車上荒らし等の犯罪防止のため)
- ・ 下記の★印の所は駐車しないで下さい。また、最徐行で行ってください。

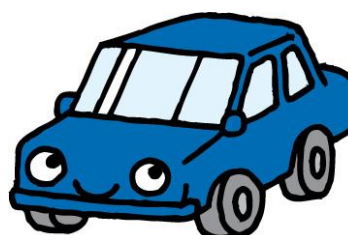


保護者駐車場が満車の際は、職員駐車場をご利用ください。

※登所時は、お子さんと必ず手をつなぎましょう。

保育所北側の道路は一般の道路なので、横断の際は必ず左右の確認を行ってください。

降所時は、駐車場では速やかに乗車してお帰りください。



＝年間行事予定表＝

	児童のみ参加	保護者の参加が必要	保健計画
4 月	進級式（2 日）	入所式（6 日） *新入児のみ オリエンテーション	毎月：身体測定 内科健診 5 日 （全クラス）
5 月	交通安全教室	保育参観・懇談会	尿検査 16 日 （3～5 歳児）
6 月	プール開き	園内外清掃 保育参観・懇談会 夏祭り（29 日） 瀬上小学校	歯科検診
7 月	七夕会（5 日）		
8 月	チャレンジデー プール納会		乳児健診 28 日 （つくし組）
9 月		運動会（21 か 28 日・未満児）	
10 月	消防総合訓練 焼き芋会	運動会（5 日・以上児） 十六沼屋根付き運動場	
11 月		園内外清掃 親子遠足（ひまわり組） 発表会（30 日・つくし、さくら、ちゅうりっぷ、すみれ組） 瀬上保育所	内科健診 27 日 （全クラス）
12 月	クリスマスパーティー 鏡餅作り	クリスマス会（14 日：たんぽぽ、ひまわり組）	
1 月	団子さし あそびのひろば 交通安全教室 豆まき会（30 日）	保育参観・懇談会	
2 月		保育参観・懇談会	乳児健診 26 日 （つくし組）
3 月	ひな祭り会（3 日） 満了遠足（満了児のみ） お別れパーティー 修了式	満了式（15 日） 瀬上保育所 満了児の保護者のみ	

★誕生会は、毎月第 2 水曜日

★行事は変更になる事があります。毎月初めの『げんきだより』でご確認下さい。

保護者の方の参加が必要な行事につきましては、決まり次第お知らせいたします。

重要事項の説明を受けた同意書の提出について

保育所利用案内をご一読いただき、説明に替えさせていただきます。

その後、※別紙１４ 保管用、別紙１５ 保育所提出用 に記名、捺印の上提出用を提出して下さい。

提出期限 令和６年４月１５日（月）

